

# 算定・報告・公表制度の改善に向けた当面の取組

令和3年12月  
「温対法改正を踏まえた温室効果ガス排出量  
算定・報告・公表制度検討会」

- 当面、電子報告の原則化、公表データの活用促進、任意報告の拡充を通じ、算定・報告・公表制度の改善を進め、事業者の自主的削減の更なる促進につなげていく。

	実施内容	R3年度	R4年度	R5年度～
電子報告の原則化	① 電子報告システム(EEGS)の着実な整備・改善	EEGSでの報告機能構築	R4報告締切 ・R4報告からEEGSでの報告開始（R4年5月目途） ・EEGSの運用状況を見つつ必要な改善	
	② EEGSの周知等を通じた電子報告の原則化	EEGSの周知		電子報告率やシステム稼働状況も踏まえつつ、更なる周知や省令整備等の検討・実施
公表データの活用促進	① 電子報告に加え、2段階公表による公表の迅速化	2段階公表のルール整備（省令）		R4報告分から、2段階公表を開始
	② EEGSにおける情報のわかりやすい公表		EEGSでの公表機能構築	EEGSでのわかりやすい公表を開始
	③ 公表データやその活用方法等の周知	活用方法の整理		報告者・ステークホルダーへの周知
	④ 算定方法の見直し		算定方法見直しの検討（別途の検討の場にて検討し、順次反映）	
任意報告の拡充	① TCFD等を踏まえた任意報告様式の改善	任意報告様式の整備（省令）	EEGSへの反映 周知	R5報告から、新たな任意報告様式の開始
	② 積極的な事業者の取組の評価や、社会的理解の促進			国際動向も踏まえた項目の見直し
			活用事例の創出・整理、指針の整備	